

## 1. 保証の内容

### (1) 保証の範囲

お客様の自動車を構成する部品に、材料上あるいは製造上の不具合が発生した場合、本保証書に示す保証期間と条件にしたがって、無料で修理いたします（以下この無料修理を「保証修理」といいます）。保証修理は、部品の交換あるいは補修により行います。なお、修理のために取り外した部品は、ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社（以下「ジャガー・ランドローバー・ジャパン」といいます。）の所有となります。

### (2) 保証期間

メーカー保証期間の満了日の翌日から、またはメーカー保証における制限走行距離を超えたならば1年または2年の延長保証期間の満了日まで、走行距離にかかわらず保証を適用できます。

### (3) 保証対象部品

自動車の標準装備品

但し、別頁の「保証対象外部位一覧」に掲載された消耗部品、油脂類、ボディー内外装部品および次項「(4) 別扱いの保証」を除きます。

### (4) 別扱いの保証

次に示す部品は、本保証とは別に、それぞれの部品メーカーの直接保証となります。詳細につきましては、ランドローバー正規リテイラーネットワークにご相談ください。

- ① タイヤ
- ② ランドローバー正規リテイラーネットワークで取り付けた部品および用品

### (5) 保証の限度額

保証期間中に保証される保証修理は、保証期間中の修理費用累計（税込み）で、本自動車の購入価格（税抜き）と同額までとし、それを超過した場合は、当該超過分はお客様のご負担となり、かつ、本保証は失効します。

## 2. 保証を適用しない事項

- (1) 法令で定められた定期点検、日常点検整備およびジャガー・ランドローバー・ジャパンが指定する点検整備を実施しなかったことに起因する不具合は保証修理いたしません。

- (2) ご加入後、次の加入対象外の車両に使用変更・該当した場合

- ・レンタカー/タクシー（個人タクシー含）/教習車両等の営業車両全て
- ・保安基準に適合しない車両
- ・競技用車両
- ・ジャガー・ランドローバー・リミテッドが認めていない部品の装着または改造が行われている車両

- (3) 次に示す現象、不具合については、保証修理いたしません。

- ① 使用消耗あるいは経年変化により発生する現象（塗装面、メッキ面、内外装部品、樹脂部品などの自然退色および劣化、錆、腐食、ヘアリング類の消耗など）
- ② 自動車の品質・機能に影響しないことが、一般に認められている感覚的現象（音、振動、オイルのにじみ、操作フィーリングなど）
- ③ 通常の注意で発見処理できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合

- (4) 次に示すものに起因する不具合は、保証修理いたしません。

- ① 4項「お客様にお守りいただくこと」が守られていない
- ② 法令あるいは製造元のジャガー・ランドローバー・リミテッドが認めていない部品の装着、または改造（エンジンの改造、車高の変更、灯火類の増設など）
- ③ 保守あるいは整備の不備または間違い
- ④ ランドローバー純正部品あるいはジャガー・ランドローバー・リミテッドが指定する油脂類以外の使用（オイル、ブレーキフルード、オートマチックトランスミッションフルードなど）
- ⑤ 取扱説明書に記載している正しい取り扱い方法とは異なる使用、または仕様の限度を超える酷使（エンジンの過回転、乗車定員超過、走行速度超過、過積載など）
- ⑥ 不適切な保管状態、ボディーの手入れ不備など
- ⑦ 一般に自動車が走行しない場所での使用、あるいはレース・ラリーなどでの酷使
- ⑧ 煤煙、薬品、鳥糞、オイル、酸性雨、石はね、鉄粉、降灰、および塩分などの外部要因
- ⑨ 地震、風水害などの天災および火災並びに事故など
- ⑩ 雨漏れ（水侵入）に起因する不具合の修理
- ⑪ ジャガー・ランドローバー・ジャパンが公表しているリコール、改善対策、サービスキャンペーンの対象となる不具合の修理（\*別途のご案内および対応となります）
- ⑫ メーカー保証期間中に発見され、保証期間内に修理が完了できなかった不具合の修理、あるいはその不具合に起因して保証期間中に発生した他の不具合の修理

- (5) 次に示すものの費用は負担いたしません。

- ① 「保証対象外部位一覧」に掲載された消耗品の交換
- ② 「保証対象外部位一覧」に掲載された油脂類の点検、補充、交換。但し、保証修理の場合を除く
- ③ 法令並びにジャガー・ランドローバー・ジャパンが指定する点検整備
- ④ ジャガー・ランドローバー・リミテッドが指定した時期に交換する定期交換部品
- ⑤ ランドローバー正規リテイラーネットワーク以外での修理
- ⑥ 自動車を使用できなかったことによる不便さおよび損失など（電話代、交通費、タクシー代、牽引代、レンタカー代、宿泊代、休業補償、商機逸失の補償など）

- ⑦ 部品交換、補修を伴わない点検、調整、診断、清掃などの費用（エンジン各部、エンジン電装品、クラッチ、ブレーキ、ホイールアライメント、ホイールバランス、ヘッドライト、内外装部品の取り付けおよび建付けなど）

## 3. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、ランドローバー正規リテイラーネットワークに自動車をお持ちいただき、サービスフロントに自動車、保証書および整備手帳を提示され保証修理をお申し付けください。自動車、保証書および整備手帳を提示されない場合は、保証を適用いたしかねますのでご了承ください。

## 4. お客様にお守りいただくこと

次のことが守られていない場合は保証修理をお断りすることがあります。

- ① 日常点検整備の実施
- ② 法令で定められた点検整備およびジャガー・ランドローバー・ジャパンが指定する点検整備をランドローバー正規リテイラーネットワークにおいて実施
- ③ 取扱説明書にしたがった正しい取り扱い
- ④ 定期交換部品の指定どおりの交換
- ⑤ 定期点検整備の実施が証明できる整備手帳あるいはその他の点検整備記録簿の常時携行

## 5. 保証の発効

ランドローバー正規リテイラーネットワークが本保証書に必要事項を記入・押印し、ジャガー・ランドローバー・ジャパンから業務を委託している管理運営会社に加入通知がなされることにより発効いたします。

## 6. 保証の継承

保証期間が残っている自動車を購入されたお客様は、本保証書と自動車をお買い上げ（または最寄り）のランドローバー正規リテイラーネットワークにお持ちください。必要な点検整備（有料）をお受けいただき、その自動車が保証できる状態にあることが確認できれば、保証書の変更手続きを受けることができます。これにより残りの期間を保証いたします。なお、上記変更手続きが終了していない場合は保証期間の残りにかかわらず保証が受けられませんのでご注意ください。

## 7. 保証の移行

ランドローバー車からジャガー車、ランドローバー車へのお買い換えの場合、ご加入者が本延長保証を一切使用しておらず、初度登録日から3年以内かつ3年以内にメーカー保証の走行距離制限を超えていない場合に限り、新たに購入されたジャガー車、ランドローバー車における本プログラムの契約料金との差額をお支払いいただくことにより、制限なく本延長保証の移行を行うことができます。新たに購入されたジャガー車、ランドローバー車が早期加入対象（初度登録日より3ヶ月以内）であること

が条件になります。なお、本延長保証の契約料金が、すでに契約されている延長保証の契約料金を下回った場合は差額をご返金いたします。

## 8. 保証の解約

車両の譲渡や廃車により本保証の解約が必要となった場合は、ランドローバー正規リテイラーネットワークにて所定の手続きをすることで解約することができます。返戻金額は契約内容、時期によって異なります。詳細はランドローバー正規リテイラーネットワークへお問い合わせください。但し、保証修理を一度でも行った場合もしくは本保証の残存期間が1ヶ月未満の場合は解約ができません。

## 9. 保証の適用

本保証は日本国内で使用されている自動車のみに適用いたします。本保証書に、お客様のお名前、ランドローバー正規リテイラーネットワーク名および捺印のないものは無効です。

## 10. その他

本保証書は本書に明示した保証期間、条件のもとに無料修理をお約束するものです。したがって保証期間満了後に発生した不具合の修理は有料です。また、本保証制度はジャガー・ランドローバー・ジャパンが提供する商品であり、業務を委託している管理運営会社および損害保険会社との連携により運営しております。

## 11. 個人情報の取扱い

本保証書の加入証明書に記載されたお客様の情報は、ジャガー・ランドローバー・ジャパンから業務を委託している管理運営会社および損害保険会社に通知する必要がありますので、予めご了承ください。本保証制度においてジャガー・ランドローバー・ジャパンが取得したお客様の個人情報は、本保証制度の運営・管理等の業務の遂行に必要な範囲内で利用いたします。また、ランドローバー製品やイベント等に関する情報のお知らせをするために、加入証明書に記載された情報をもとに、電話・DM・電子メール・アンケート・訪問等の方法で、ジャガー・ランドローバー・リミテッド並びにランドローバー正規リテイラーネットワーク、アンケート調査会社と共同して利用する場合がありますので、予めご了承ください。

ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社

住所：東京都品川区北品川 6-7-29